

税額控除に係る証明事務

～申請の手引き～

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課

I 総論

1. 税額控除制度について

(1) 概要

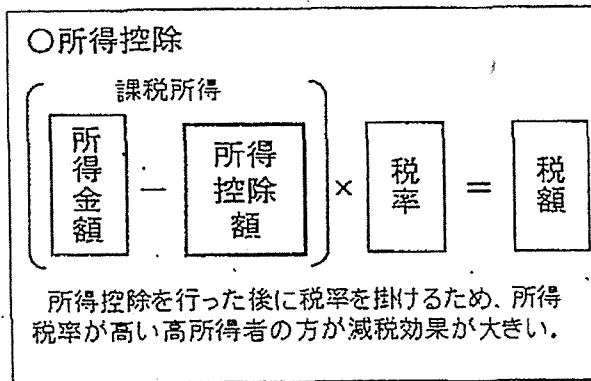
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

(2) 税額控除とは

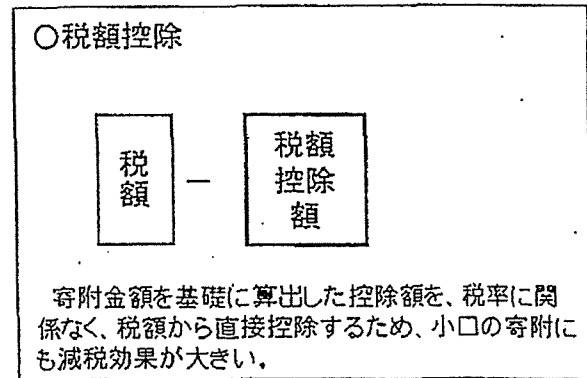
これまで、個人が、社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきました。

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、社会福祉法人の寄附金収入が拡大することが見込まれます。

(これまでの寄附金控除制度)



(新たな寄附金控除制度)



(3) 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\boxed{\text{税額控除対象寄附金(※1)}} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \boxed{\text{控除対象額(※2)}}$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

2. 法人に求められる要件について

(1) 総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。
 <要件1> 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。
 <要件2> 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であること。

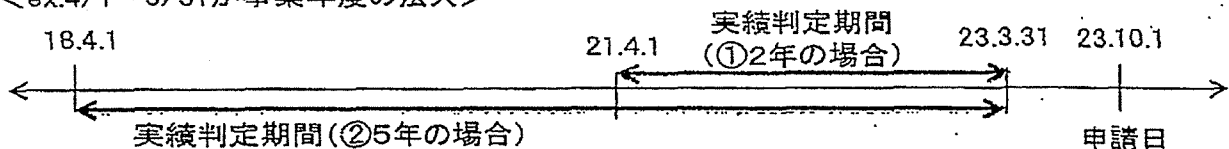
○ <要件1>・<要件2>は、両方満たす必要はなく、どちらかを満たしていれば証明を受けられます。

(2) 実績判定期間

実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

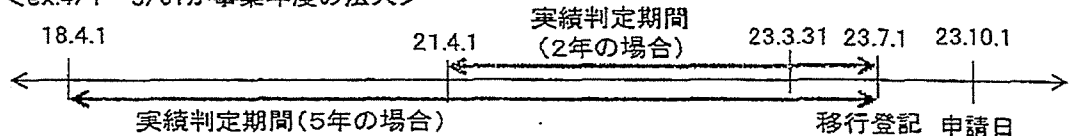
※ 平成23年～25年の間に申請する場合、2年内に終了した各事業年度の最も古い事業年度開始の日からを実績判定期間とすることもできます。
 ※ 設立後間もなく、活動実績が5年（2年）に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

<ex.4/1～3/31が事業年度の法人>



事業年度が毎年4月1日から翌年3月31日の法人が、平成23年10月1日に申請する場合の実績判定期間は、
 ①平成21年4月1日～平成23年3月31日（2年の実績判定期間の場合）
 ②平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年の実績判定期間の場合）
 となります。

<ex.4/1～3/31が事業年度の法人>



(3) <要件1>3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

文字通り、年間合計で3,000円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均で100人以上いれば、この要件を満たしています。なお、この要件は、各法人で作成・保存されている「寄附金受入明細書」をもとに判定されます。

<「100人以上」の要件について>

① 5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5事業年度の平均値が100人以上であれば、要件を満たします。

ex1.1年目：100人、2年目：80人、3年目：90人、4年目：100人、5年目：130人の場合でも、平均して年100人ですので、要件を満たします。

ex2.1年に満たない事業年度がある場合は、「実績判定期間内の寄附者数×12÷実績判定期間月数の値」が100以上である場合、要件を満たします。(例えば、実績判定期間が1年6か月で、その間に180人から寄附金を受け入れていた場合、 $180人 \times 12 \div 18か月 = 120人$ 、ですから、要件を満たしています。)

② 個人から支出された寄附だけでなく、他の法人から支出された寄附についても、法人一者につき、1人とカウントします。

<「3,000円以上」の要件について>

ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、同一の者からの寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

以下の点に注意して下さい。

①寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。

ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は100人にカウントすることはできません。)

②申請する法人の役員である者は、寄附者としてカウントすることはできません。

(4) <要件2> 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5 以上であること。

実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} + \text{国等からの補助金の額}(\ast 2)}{\text{総収入金額} - \text{国等からの補助金}(\ast 2)、委託による支出、資産売却収入で臨時的なもの等(\ast 3)} \geq \frac{1}{5}$$

※1：一者当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の 1/10 (特定公益増進法人・認定 NPO 法人からの寄附については、5/10) を超える部分の金額。

$$\left[\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額}(\ast 1) \\ \cdot \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \right] \text{が上限となります。}$$

※2 国等からの補助金について

①国等からの補助金の額は、(i)寄付金等収入に加算する又は(ii)総収入金額から控除することのいずれかが可能です。

②分子に算入する場合、

$$\left[\text{受入寄附金総額} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額}(\ast 1) \\ \cdot \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \right] \text{が上限となります。}$$

※3：「等」とは、以下の項目を言います。

- ・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないもの
- ・寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

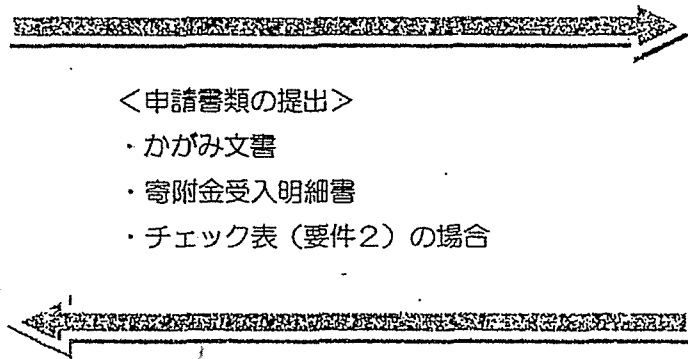
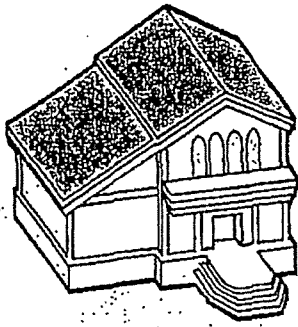
Ⅱ 申請から証明まで

税額控除対象法人となるには、まず、認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。その間、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。

社会福祉法人

所轄庁

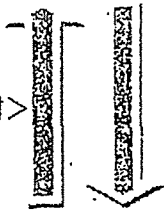


<申請書類の提出>

- ・かがみ文書
- ・寄附金受入明細書
- ・チェック表（要件2）の場合

<証明書の発行>

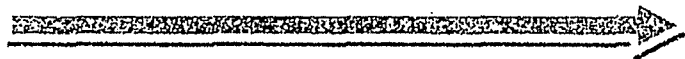
<寄附>



<手交>

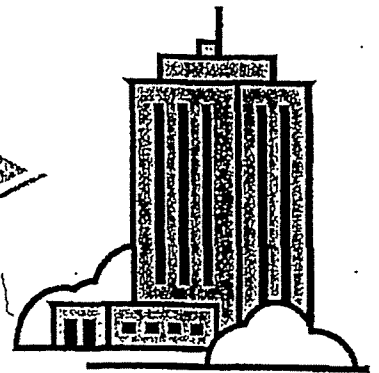
- ・領収書
- ・証明書の写し

税務署



<確定申告>

領収書、証明書の写しを添付



寄附者

＜各項目についての解説・注意事項等＞

受入寄附金総額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「受取寄附金」の額。 ※未収の寄附金は含まれません。
一者当たりの基準限度超過額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。（ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。）
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「経常収益」＋「経常外収益」の額。
国からの補助金等の額	損益計算書（正味財産増減計算書）における「受取補助金等」のうち、以下に該当するもの。 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関等）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国からの補助金等の額」と同様です。
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。
資産の売却収入で臨時的なもの金額	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相

続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。

Ⅲ 証明を受けた後に必要なこと

1. 証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から5年間です。

2. 平成23年において

社会福祉法人が、平成23年内に税額控除に係る証明を受けた場合、当該法人へ平成23年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

なお、この場合に、行政庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。

3. 証明を受けた後にしていただくこと

以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。

ア 法人の定款、役員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書

イ 役員報酬規程又は従業員給与支給規程

ウ 以下の事項を記載した書類

- ・ 役員、役員と親族関係にある者又は役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額及び受領年月日
- ・ 支出した寄附金の額、相手先及び支出年月日

エ 寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類

※ 該当する項目がなく、書類を作成していない場合には、閲覧に供する必要はありません。